

令和5年度 第1回 四国中央市農業委員会  
総会議事録

四国中央市農業委員会

## 令和5年度第1回農業委員会総会日程表

日 時 令和5年4月3日（月） 午後2時00分～  
場 所 JAうま総合経済センター 会議室  
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 藤信

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（貸借）の承認について
- 日程第8 議案第6号 農地の形状変更届について
- 日程第9 議案第7号 不動産取得税の徴収猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 日程第10 諮問第1号 法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について
- 日程第11 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

### 追加議案

- 日程第12 議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
- 日程第13 議案第9号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

### 出席委員（19名）

- |         |          |         |         |
|---------|----------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 2 窪田 齊   | 3 森川雅之  | 4 石川光男  |
| 5 押条和司朗 | 6 尾崎之隆   | 7 池田忠志  | 8 篠永賢二  |
| 9 星川俊夫  | 10 河村久仁彦 | 11 坂上 宏 | 12 眞鍋晴豊 |
| 13 鈴木博美 | 14 高橋藤信  | 15 鈴木和治 | 16 村上佳清 |
| 17 寺尾悟志 | 18 則友祝幸  | 19 石川武将 |         |

出席農地利用最適化推進委員（24名）

- |            |            |            |            |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 脇 純 樹    | 2 石 川 茂    | 3 山 下 宏 二  | 4 星 川 久 和  |
| 5 高 橋 忠 明  | 6 佐 藤 保 之  | 7 宇 高 勉    | 8 鎌 倉 静 夫  |
| 9 竹 本 正 行  | 10 喜 井 仁 志 | 11 村 上 紘 一 | 12 石 川 繁   |
| 13 紀 井 正 明 | 14 受 川 清 男 | 15 三 好 昇   | 16 合 田 篤 夫 |
| 17 鈴 木 一 郎 | 18 伊 藤 浩 一 | 19 萩 尾 博   | 20 高 橋 秀 典 |
| 21 越 智 寧   | 22 近 藤 良 啓 | 23 河 村 嘉 男 | 24 竹 内 正 篤 |

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

- 25 鈴 木 敏 也

出席した職員

- |             |               |             |
|-------------|---------------|-------------|
| 事務局長 森 實 大  | 次 長 三 宅 栄 一   | 係 長 武 村 美 保 |
| 主 任 金 子 愛 弓 | 専 門 員 藤 原 貴 仁 |             |

第1回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和5年4月3日(14:00~)  
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、初めに4月1日付で新しく農地利用最適化推進委員になられました、委員の委嘱状交付式を行います。

局長 お名前をご紹介しますので、その場でご起立ください。  
会長、中央へお願いします。

局長 令和5年4月1付け農地利用最適化推進委員に委嘱する者  
(全員の名前を読上げ)

代表 脇 純樹 委員

局長 一同、「礼」

会長 (会長より委嘱状交付)

一同、「礼」

局長 ご着席ください。

局長 以上をもちまして、委嘱状交付式を終了いたします。

局長 それでは、新しく委員になられた方もおられますので、全員自己紹介をお願いいたします。自席にて、1番の委員から住所地とお名前を順次お願いいたします。

(農業委員1~19番・推進委員1~25番 自己紹介)

局長 続きまして、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、19名であります。

議長 したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第1回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。農地利用最適化推進委員の  
25番 鈴木 委員  
より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、  
3番 森川 委員、4番 石川 委員 を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、を議題といたします。

議長 報告を求めます。武村 係長

武村 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。  
番号1の案件については、令和5年2月25日解約。  
番号2の案件については、令和5年2月19日解約。  
番号3の案件については、令和5年3月1日解約。  
番号4の案件については、令和5年2月24日解約。  
以上、4件の解約通知がありましたので、報告します。

議長 以上で報告を終わります。

議長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三宅 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。なお、本件については、4月1日の農地法改正に伴う下限面積廃止により取得可能となったもので、受人の現在の経営面積は約7aで、今回5aほどを取得し、全体の経営面積は12aとなります。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。なお、通作距離があるため、今後、農機具を保管する倉庫の設置を計画しています。

番号3の案件については、受人は農地所有適格法人で、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後はぶどうの栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番について質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 令和5年2月6日の総会で取得した柳根竹を栽培していた天満の農地につ

いて、受人の従業員に確認したところ、重機で抜根をして、ぶどうを栽培するとの話をしておりますので、全部効率要件は満たしていると思います。

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三宅 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

番号1の案件につきまして、申請地周辺は、10ha以上の生産力の高い農地の集団で、第1種農地も含まれていますが、平成30年から市が約9haを工業団地として整備しております。今回の申請にあたり、愛媛県と協議を行った結果、集団性が損なわれており周辺も市街化されたことから、第2種農地としての取り扱いが妥当であるとの見解が示されたことから、転用申請の要件である「立地基準」、「一般基準」ともに満たしております。

本件について、申請人は、隣地の法人より賃貸の希望があることから、申請人所有の雑種地と一体利用し、露天貸資材置場を建設するもので、申請地は、農地としての機能を十分に有さず、生産性も低い農地であるため、転用許可

申請することはやむを得ないと思われます。なお、既に露天貸資材置場として利用されていることから、始末書が提出されています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議 長 番号1番について質疑ありませんか。

委 員 申請地は、平成31年2月に柑橘栽培で取得した農地であり、取得時は、ふけ田で葎が生えており、土壤改良を行っていたそうですが、周辺で工業団地の工事が始まった関係で、工事の完成を待って柑橘を植える予定であったとのこと。申請地周辺が工業団地になっていることもあり、今回、隣接する申請者所有の雑種地と申請地を貸資材置場とする申請ですが、既に露天貸資材置場として使用されています。周辺状況から農地として継続して利用することは難しいと思ひます。また、土地改良区の意見書も添付されていることから、転用申請することはやむを得ないと思ひます。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、「異議なき旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主任

金 子 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は17件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件について、受人は、自宅に近い申請地を譲り受け、自身と家族が飼っている犬が自由に走り回れるドッグラン施設を整備するもので、申請地周辺は、宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われれます。

番号2の案件について、受人は、現在賃貸共同住宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭になったことから、将来を見据え新居を建築するため、父から実家に隣接する申請地を借り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は、宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われれます。

番号3の案件について、受人は太陽光売電業を営む法人であり、日当たりが良く、太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設で、申請地周辺は、宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であることから、転用許可申請することはやむを得ないと思われれます。

番号4の案件についても、受人は番号3と同一人で、日当たりが良く、太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設で、申請地は小集団の農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われれます。

番号5の案件について、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、現在、同地域内で住宅建築の需要が多いことから、生活施設に近く、住環境の整った申請地を譲り受けての分譲宅地造成で、申請地は第3種農地であり、転用許

可申請することはやむを得ないと思われます。

番号6の案件について、受人は、現在賃貸共同住宅に居住していますが、今後、子供が生まれると手狭になるため、実家に近く、住環境の整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は、宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号7の案件については、次に説明する、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」番号1の関連案件です。受人は紙類製造加工業を営む法人ですが、現在、紙製品の需要拡大とともにトラック等の搬入も増加傾向にあり、これに伴い従業員用駐車場が不足するため、申請地を譲り受けての露天駐車場建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号8の案件について、受人は、現在借家住まいをしています、子どもの成長に伴い手狭になったため、現在の自宅から近く住環境の整った申請地を母より借り受けての一般個人住宅建築で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。なお、申請地は既に造成されているため、始末書が提出されています。

番号9の案件について、受人は親子ですが、現在父が所有している自宅が老朽化し、また子が同居するには手狭であるため、父の自宅を解体し、申請地を譲り受け2つの土地を一体利用し、一般個人住宅を建築するもので、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号10の案件については、受人は現在借家住まいですが、家族が増え手狭になったため、実家近くの申請地を母から譲り受けての一般個人住宅建築

で、申請地周辺は、宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号 11 の案件について、受人は、現在家族 4 人で賃貸共同住宅に居住していますが、子供の就学前に実家の近くに新居を建築したいと考えており、祖母より申請地を借り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は、宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号 12 の案件について、受人は、現在市外の賃貸共同住宅に居住していますが、実家近くに新居を建築することを計画しており、祖父から申請地を借り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は、宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号 13 の案件について、受人は、現在賃貸共同住宅に居住していますが、手狭になったため、母から申請地を借り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は、将来的に市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号 14 の案件については、関連案件である番号 16 及び 17 の転用にあたり、進入路を位置指定道路とするため幅員を拡張する必要があることから、申請地を譲り受けての進入路拡張で、申請地周辺は、将来的に市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号 15 の案件について、受人宅は、現在狭い通路を通して接道しており、車の転回に苦慮していたところ、このたび申請地を譲り受け、宅地を拡張するもので、申請地周辺は、将来的に市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号 16 の案件について、受人は用地買収のため立ち退きすることとなり、

現在の自宅に近く、交通アクセスの良い申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は、将来的に市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われます。

番号17の案件について、受人は紙加工業を営む法人であり、県外の従業員も増える中、受け入れ居住環境を整えるため、申請地を譲り受けての社員用住宅建築で、申請地周辺は、将来的に市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番

委員 現地は宅地に隣接した細長い土地で、犬が運動できるドッグランとして整備するとのことで、別段問題はありません。

議長 2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。

議長 4番

委員 異議ありません。

議長 5番

委員 異議ありません。

議長 6番

委員 異議ありません。

議長 7番

委員 異議ありません。  
議長 8番  
委員 異議ありません。  
議長 9番  
委員 異議ありません。  
議長 10番  
委員 異議ありません。  
議長 11番  
委員 異議ありません。  
議長 12番  
委員 異議ありません。  
議長 13番  
委員 異議ありません。  
議長 14番から17番  
委員 異議ありません。  
議長 ほかに、質疑はありませんか。  
委員 (「特になし。」との声)  
議長 格別ないようですので、これより採決いたします。  
議長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。  
委員 (挙手全員)  
議長 挙手全員であります。  
議長 よって、議案第3号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。  
議長 日程第6、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計

画変更申請」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主任

金子 それでは、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、説明いたします。

番号1の案件については、議案第3号、「農地法第5条第1項の許可申請」番号7の関連案件です。昨年11月に露天駐車場として農地転用の許可を受け、所有権を移転し、事業計画に沿って工事を進めようとしていたところ、急遽計画の見直しにより、新たな申請地を譲り受け、露天駐車場を拡張するための事業計画変更です。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第4号は、「異議なき旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第7、議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計

画（貸借）の承認」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 武村 係長

武村 それでは、議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について、説明いたします。

番号1の案件については、5年間の使用貸借です。

番号2と3の案件については、3年間の解除条件付貸借です。

番号4の案件については、5年間の使用貸借です。

番号5の案件については、10年間の貸借です。

番号6と7の案件については、1年間の貸借です。

番号8の案件については、5年間の使用貸借です。

番号9の案件については、4年間の使用貸借です。

番号10の案件については、2年間の使用貸借です。

番号11から25の案件については、再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番

委員 特に異議ありません。

議長 5番から7番  
委員 特に異議ありません。  
議長 8番  
委員 特に異議ありません。  
議長 9番  
委員 特に異議ありません。  
議長 10番  
委員 特に異議ありません。  
議長 11番から25番までの再設定について質疑はありませんか。  
委員 (「特になし。」との声)  
議長 格別ないようですので、これより採決いたします。  
議長 議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について「支障なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。  
委員 (挙手全員)  
議長 挙手全員であります。  
議長 よって、議案第5号は、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。  
議長 日程第8、議案第6号、「農地の形状変更届」について、を議題といたします。  
議長 議案の説明を求めます。武村 係長  
武村 それでは、議案第6号、「農地の形状変更届」について、説明いたします。  
「農地の形状変更届」は、埋立て等により農地改良を行う場合、近隣農地の耕作条件が劣悪化することを防ぎ、農地の集団性と調和を保持しながら農地利用の効率化を図るとともに、隣接する農道・水路等への被害を防止することを目的としています。

番号1の案件については、水はけが悪く、農作業が困難な農地について、盛土を施し、畑として利用するための届出です。なお、地元水利組合の同意書が添付されています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番

委員 現況は水はけが悪く、農作業が困難な状況でした。形状変更により畑として活用するというので、水利組合の同意も得ており、また地域の方にも伺ったところ問題ないとのことでした。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 採決に入る前に、本件については、高橋委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、高橋委員の退席を求めます。

(高橋委員 退席)

議長 議案第6号、「農地の形状変更届」について、原案のとおり届出を受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり受理することに決しました。

議長 高橋 委員の入室を許可いたします。

(高橋委員 入室・着席)

議長 高橋委員に報告します。高橋委員関連案件の番号1番、「農地の形状変更届」

については、原案のとおり受理することに決しましたので、報告いたします。

議長 日程第9、議案第7号、「不動産取得税の徴収猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主任

金子 それでは、議案第7号、「不動産取得税の徴収猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、説明いたします。

不動産取得税の徴収を猶予されている受贈者は、贈与者が死亡した場合、「地方税法施行令附則第10条第16項の規定による届出書」を提出する必要があり、その際に、前回更新日以降「引き続き農業経営を行っている旨」の証明書の添付を求められており、贈与者が死亡した場合は、届出により、地方税法附則第12条第3項の規定による徴収猶予を受けていた受贈者の不動産取得税の納税義務が免除されます。証明につきましては、農業委員会が行うこととなっており、最終的に不動産取得税の納税義務の免除を認めるかどうかにつきましては、愛媛県の判断となります。

番号1の案件について、3月22日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 3月22日に申請者と現地確認を行い、徴収猶予の適用を受けるための適格性について問題ないかどうかの判断をしました。全6筆について現地調査を行いました。内2筆は、申請者からも聞き取りをしましたが、傾斜地で鳥獣被害が多く耕作不便な土地であることから、手が付けられない状態でした。外の4筆については、柑橘などの栽培を行い、管理がな

されていることが確認できましたので問題ないと思われま

議長 ほかにも、質疑はありますか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第7号、「不動産取得税の徴収猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」、6筆のうち4筆について証明することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、6筆のうち4筆について、証明することに決しました。

議長 日程第10、諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。武村 係長

武村 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止」について、説明いたします。

番号1の案件については、議案第6号「農地の形状変更届」番号1の関連案件です。申請人は、所有農地を一体利用するのに伴い、「道」と「水路」の用途を廃止し、払い下げを受けるものです。なお、地元水利組合の同意書が添付されています。

番号2の案件については、議案第3号「農地法第5条第1項の許可申請」番号5の関連案件です。分譲宅地を造成するにあたり、「道」と「水路」の用途を廃止し、払い下げを受け、一体利用するもので、水路については代替水路を寄附する予定です。なお、地元土地改良区の同意書が添付されています。

番号3の案件について、店舗の増築に伴い、「道」と「水路」の用途を廃止

し、払い下げを受け、一体利用するもので、水路については代替水路を寄附する予定です。なお、「道」については、現在、農道としては日常的に利用されていないため、付け替えはありません。また、周辺の土地は申請者が所有しており、申請地は土地改良区管理ではないことを市・建設課にて確認しています。

番号4の案件について、申請人は、当該「水路」の払い下げを受け、所有地と一体利用するものです。なお、地元土地改良区の同意書が添付されています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 本件はさきほどの形状変更届に関連する案件で、3月30日に現地確認を行いました。当該「道・水路」は申請人の所有地の間に位置しており、公共の用に供されておらず、農地を一体的に利用するにあたり、用途廃止し払い下げを受けるもので、地元水利組合や近隣の同意も得ておりますので、問題ないと思います。

議長 番号2番

委員 申請地は、分譲宅地の一部となることから、現在の「道」と「水路」を用途廃止し、水路については代替地を寄附する予定です。また、地元土地改良区の同意を得ているため、用途廃止することは問題ないと思います。

議長 番号3番

委員 申請地は、店舗の駐車場内にあり、近くに農地はありません。水路については代替地を寄附する予定で、また周辺の土地は申請者が所有しているため、用途廃止することは問題ないと思います。

- 議 長 番号4番
- 委 員 3月23日に現地を確認しましたが、当該「水路」は申請者が所有する土地に隣接しており、公共の用に供されていない状況です。また、土地改良区の同意も得られていることから、用途廃止することは問題ないと思われ  
ます。
- 議 長 ほかに、質疑はありませんか。
- 委 員 (「特になし。」との声)
- 議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議 長 採決に入る前に、番号1については、高橋委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、高橋委員の退席を求め  
ます。
- (高橋委員 退席)
- 議 長 諮問第1号、番号1「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止」について、「廃止しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求め  
ます。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員であります。
- よって、諮問第1号 番号1「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止」  
は、「廃止しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。
- 議 長 高橋 委員の入室を許可いたします。
- (高橋委員 入室・着席)
- 議 長 高橋委員に報告します。高橋委員関連案件の番号1番については、「廃止  
しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたしますので、報告します。
- 議 長 それでは、引き続き、採決を行います。
- 議 長 諮問第1号中、番号2番から4番の案件について、「廃止しても支障なき

旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第11、諮問第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三宅 それでは、諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、説明いたします。

番号1の案件について、申出者は家族と共に、賃貸共同住宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭になったことや、今後、親の介護が必要になることを見据え、妻の実家近くで新しく家を建てようと計画しました。しかしながら、申出者は土地を所有しておらず、実家周辺の土地から検討しましたが、申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外申請をするものです。なお、所要面積が500㎡を超えていますが、申請者は将来、隣接している神社の後継者として、来客用の部屋が必要になることで計画建物が大きくなり、駐車スペースも確保する必要があるため、やむを得ず農用地区域からの除外申請をするものです。番号2の案件について、申出者は、道路舗装、土木事業等を営む法人ですが、メンテナンスや保安面から考えて、本社周辺において重機械置場の計画を立てました。しかしながら、自社所有地内で検討したところ、用地の確保が不可能であり、申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外申請をするものです。

番号3の案件について、申出者は、土木事業等を営む法人で、会社関連施

設の集約化計画に基づいて、昨年度から会社隣接地の開発に着手したところ  
です。しかしながら、工事に際しての機械類、資材等を移動するための  
敷地確保に加え、依然として資材置場が不足している状況にあるため、用  
地の確保を検討したところ、自社所有地内では不可能であり、申出地以外  
に条件を満たす土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外申  
請をするものです。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 特に異議ありません。

議 長 番号2番

委 員 特に異議ありません。

議 長 番号3番

委 員 特に異議ありません

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、「変  
更しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第2号は、「変更しても支障なき旨の意見」とし、市へ  
答申いたします。

議 長 日程第12、議案第8号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」につい

て、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三宅 それでは、議案第8号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、説明いたします。

本日配布しました、議案書（追加提案分）及び「四国中央市農業委員会 農地等の最適化の推進に関する指針」をご準備ください。

本議案は、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法第7条第1項の規定により、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については、努力義務から必須へと変わり、全ての農業委員会で指針作成及びこれまでの法改正等を踏まえた指針の修正が求められております。

そこで、平成29年7月5日に作成した指針の修正については、同法第7条第2項の規定により、その区域における農地等の利用の最適化の推進の状況その他の事情を考慮して必要があると認めるときは指針の変更をしなければならないとされており、同法第7条第4項の規定により、指針を変更したときは、遅滞なく公表しなければならないとされております。

以上のことから、指針の修正について、同法第7条第3項の規定により、農業委員会は、指針の公表にあたり、委員の意見を求めるものです。

「四国中央市農業委員会 農地等の最適化の推進に関する指針」をご覧ください。

左側が変更後になります。1ページをご覧ください。

第1の基本的な考え方でございますが、農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられました。

そのため、同法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的

に進んでいくよう、農業委員会の指針を定めるものです。

この指針は、令和5年4月1日の農業委員会法の改正を踏まえ、修正し令和14年を目標とし、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様の改選期である3年ごとに見直してまいりたいと考えておりますので、ご意見等ありましたら事務局まで、よろしく願いいたします。

次に3ページをご覧ください。

第2の具体的な目標と推進方法でございます。

1の遊休農地の発生防止と解消についてでございます。(1)遊休農地の解消目標ですが、遊休農地面積20ha遊休農地の割合1.3%にすることを目標としております。目標設定の考え方としては、現在の遊休農地の割合を1割とすることとして設定しております。

(2)の具体的な推進方法でございますが、従来から実施している農地利用状況調査及び所有者への意向調査はもとより、遊休農地になる恐れのある農地の早期発見、違反転用の発生防止・早期発見に努めてまいります。

利用状況調査等の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の整備と公表を図ることとなっております。

また、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに非農地判断を行い、守るべき農地を明確化してまいります。

次に5ページをご覧ください。

2の担い手への農地利用の集積・集約化についてでございますが、(1)担い手への農地利用集積目標ですが、集積面積650ha、集積率42.2%とさせていただきます。この目標は、四国中央市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の効率的かつ安定的な農業経営体が地域における農用地の利用に占める面積のシェア目標が令和5年に38%と設定されていることに基づいております。

次に（２）の具体的な推進方法でございますが、委員の皆様には、農地集積事業の普及・促進に努めていただきますとともに地域計画の作成や見直し時に参画していただき、地域の担い手の働きかけを強化し、出し手と受け手の意向を踏まえマッチングの推進を図っていくこととしております。最後に８ページをご覧ください。

３の新規参入の促進についてでございます。（１）新規参入の促進目標ですが、２０経営体（個人１５・法人５）、１２haとさせていただきます。

次に（２）の具体的な推進方法でございますが、市、県等の関係団体と連携し、必要に応じて相談会を実施し、就農希望者への情報提供を行い、新規就農者の確保に努めて参ります。担い手が不足している地域については、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段として企業の参入を図っていくこととしております。

なお、指針の変更については、同法第７条第３項に基づき、農業委員会是指針の公表にあたり、委員の意見をお聴きし、承認をいただけましたら、同法第７条第４項に基づき、市ホームページにて公表いたします。

以上、簡単ではございますが、指針の修正について説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑に入ります。

委員の方で、意見があれば、お願いします。

委員 （「特になし。」との声）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第８号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 （挙手多数）

議 長 挙手多数であります。

よって、議案第8号は、承認することに決しました。

議 長 日程第13、議案第9号「令和5年度最適化活動の目標の設定等」について、  
を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。武村 係長

武 村 それでは、議案第9号「令和5年度最適化活動の目標の設定等」について、  
説明いたします。議案書（追加提案分）2ページをお開きください。

本議案につきまして、各農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第  
2項の規定による農地等の利用の最適化の推進に係る活動（最適化活動）の  
透明性を確保するため、法第37条の規定により、農地等の利用の最適化の  
推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなけ  
ればならないとされており、先般、「農業委員会による最適化活動の推進等  
について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通  
知）の通知により、各農業委員会は、最適化活動の実施状況の公表に当たり、  
毎年度最適化活動の目標の設定等を行うことと定められました。

このことから、令和5年度最適化活動の目標の設定等を行うため、農業委  
員会の判断を求めるものです。

添付資料「令和5年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。

Iの1は令和5年4月1日現在の農業委員会の体制、2は農家・農地等の  
概要を記載しております。

次のページをご覧ください。

## II 最適化活動の目標

1の（1）農地の集積 ②目標 について説明します。

農地の利用集積率の目標が80%未満の農業委員会では、県が「農業経営  
基盤強化促進基本方針」で定めた農地の利用集積面積の目標を設定するこ

ととなっており、県の令和5年の目標集積率は69%ですが、市の基本構想に定めた目標が示されているときは、それを農業委員会の目標として定めることができるとなっています。当市では、令和3年度の基本構想の見直しにより、令和5年度に集積率38%とすることを目標としておりますので、この数値を当市農業委員会の目標値としております。

続いて(2)遊休農地の解消 ②目標 について説明します。

ア既存遊休農地の解消についてですが、令和3年度の利用状況調査における、緑区分の遊休農地(人力や農業用機械で草刈り等をおこなうことにより直ちに耕作することが可能な農地)の面積が0haとなっています。これについては、令和3年度の利用状況調査を実施した後に、緑区分と黄区分を区別するよう、国から通知があり、対応できなかったため、黄区分の遊休農地(草刈りや農業用機械では直ちに耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき農地)の面積が137haとなっており、これが1号遊休農地(現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地)の面積となっています。

目標の考え方については、令和3年度の利用状況調査により判明した「緑区分」の遊休農地を令和4年度から8年度までの5年間で解消することとし、令和4年度から令和8年度までの毎年度、1号遊休農地の面積を5分の1ずつ減少させることを目標として設定することとなっていることから、現実的ではないのですが、今年度の目標数値としては0haという値になっています。黄区分の遊休農地の解消目標については、令和3年度の利用状況調査により判明した黄区分の遊休農地137haの解消のため、愛媛県、市、農地バンク等と協議し、工程表を策定することが目標となります。

イの新規発生遊休農地の解消は、前年度の利用状況調査により新たに判明した緑区分の遊休農地が解消目標面積となり、114haとなっています。

次のページをご覧ください。

### (3) 新規参入の促進

①現状及び課題について、令和2年度から令和4年度までの新規参入者数及び新規参入面積は、増加傾向にあるものの、農業従事者自体は減少してきているため、新たな担い手の確保が課題となっています。

②目標の考え方ですが、農地の所有者から、新規参入者への貸付け等について同意を得た農地面積を公表することとし、その目標面積については令和2年度から令和4年度までの各年度の権利設定等の面積の平均の1割以上を設定することとなっており、4.43haが目標面積となります。

2 最適化活動の活動目標について、

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、前年度と同じく月6日を目標としております。

(2) 活動強化月間の設定目標は、8月、10月、2月の3回としております。

(3) 新規参入相談会への参加目標は、県や市が随時実施する新規参入の相談会に推進委員等が1名以上参加することを目標として、1回としております。

令和5年度最適化活動の目標設定につきましては、公表が義務付けられておりますので、本総会で承認いただけましたら、県へ報告し、市のホームページにて公表いたします。以上で説明を終わります。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑に入ります。

委員の方で、意見があれば、お願いします。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第9号、「令和5年度最適化活動の目標の設定等」について、承認す

ることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手多数)

議長 挙手多数であります。

よって、議案第9号は、承認することに決しました。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委員 5条の議案書の中で、「始末書あり」との記載がありますが、これについてご説明いただきたいのですが。

三宅 「始末書」については、農地転用にあたり、本来なら転用許可申請をして、総会で諮ったうえで、県に進達し、転用許可を受けることが必要ですが、その農地法の手続きを取らずに、農地を別の用途に変更していた場合に、用途を変更した経緯や今後は農地法を遵守することなどを記載した書面になります。

委員 件数としては少ないですか？

三宅 現在、利用状況調査をしていただいておりますが、年1回の調査により早期発見をして是正していくことに努めておりますので、よろしく願いいたします。

議長 よろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 他に意見がないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局長 事務報告

議長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第1回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長      ご起立願います。

局 長      「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間      (15 : 40)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高橋 藤 信

委 員 森 川 雅 之

委 員 江 川 光 男